

秋田県条例第七号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第六十四条第一項及び第二項中「労働福祉事業団」を「旧労働福祉事業団」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「八千九百円」を「一万二千七百円」に改める。

第九条第一項第十号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)

第十一条 県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号。以下この条において「法」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 法第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請 七万八千円
- 二 法第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請 七万円
- 三 法第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請 八万四千元
- 四 法第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請 七万七千元
- 五 法第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請 七万五千元

附 則

この条例中第四条の改正規定は公布の日から、第九条の改正規定は平成十六年六月一日から、第十一条の改正規定は同年七月一日から施行する。

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第九号

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第六項又は」を「第十四条第六項若しくは」に改め、「行う者」の下に「又は廃棄物処理法第十五条の四の三第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条の五において準用する同令第五条の八の規定による変更の認定を含む。）を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（廃棄物処理法第十五条の四の三第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）のうち産業廃棄物の埋立処分を業として行う者（その排出する産業廃棄物のみの埋立処分を行う者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十号

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

秋田県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
第二条の表九の項中「（秋田市を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県地域おこし支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十一号

秋田県地域おこし支援基金条例の一部を改正する条例

秋田県地域おこし支援基金条例(平成二年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県内各地域の」の下に「振興を図るため、」を加え、「支援する資金に充てるため」を「支援し、及び市町村(市町村の一部事務組合を含む。)が実施する公共施設の整備事業等に充てる資金として」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県合併市町村特例交付金条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十二号

秋田県合併市町村特例交付金条例

地方分権が進展する中で、市町村は、住民に最も身近で総合的な行政主体として、それにふさわしい権限と財政基盤を有し、自立を図り、高度化し、多様化する行政需要に的確に対処していくことが求められている。

今、多くの市町村が将来を展望し、合併によりその規模を拡大して行政能力の充実強化を図ろうとしているが、合併後は、地域の一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域社会を実現するため、住民の参画を得て、様々な施策を積極的に推進していかなければならない。

ここに、合併後の市町村の自らの判断と責任による新たなまちづくりの重要性を深く認識し、そのための財政的な支援措置として交付金制度を創設することとし、この条例を制定する。

合併後の市町村がこの交付金を住民の参画による地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりに優先的に活用することを期待するものであり、その運用に当たっては、市町村の自主性を最大限に尊重するものである。

(趣旨)

第一条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村（以下「合併市町村」という。）が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行う取組を支援するため、合併市町村特例交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第二条 交付金は、合併市町村に対し交付する。

（交付金の額）

第三条 一の合併市町村に対し交付する交付金の額は、二億円に当該合併市町村に係る法第二条第三項に規定する合併関係市町村の数を乗じて得た額を限度とする。

（交付期間等）

第四条 交付金を交付する期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度のうち、連続する五年度とする。

2 交付金は、交付金を交付する期間の各年度において、前条の規定による交付金の限度額を五で除して得た額を限度に交付する。

（交付金の充当等）

第五条 合併市町村は、交付金を法第三条第一項に規定する市町村建設計画に基づいて行う事業その他の合併市町村が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行うと認められる事業に要する経費に充てるものとする。

2 合併市町村の長は、その年度において交付を受けた交付金の前項の規定による充当の状況に関する報告書を、その年度の終了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に提出しなければならない。

（交付金の返納）

第六条 合併市町村は、その年度において交付を受けた交付金の額からその年度において前条第一項の規定により充当した交付金の額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の交付金をその年度の翌年度の五月三十一日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い金曜日）までに返納しなければならない。

（知事の調査等）

第七条 知事は、交付金の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行うものとする。

2 知事は、第五条第二項に規定する報告書の記載事項に虚偽があるときその他知事が定める場合に該当するときは、交付した交付金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（委任規定）

第八条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十三号

秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉施設条例(昭和四十五年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県南部老人福祉総合エリアの項中「及び老人」を「及び老人」に改め、「及び通所させ」を削り、「診断、治療及び訓練を行い、並びに」を「老人に対して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例の一部改正)

2 秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例(昭和六十三年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例

第一条の見出しを「(使用料の徴収)」に改め、同条第一項中「及び診療・リハビリセンターにおいて診療等を受ける者」、
「診療・リハビリセンターにおいて診断書又は証明書の交付を受ける者から手数料を」及び第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に、「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改める。

第二条の見出しを「(使用料の額)」に改め、同条第一項中「施設等」を「施設」に改め、同項第一号中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、「並びに診療等」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第三条の見出しを「(使用料の徴収時期)」に改め、同条第一項中「又は診療等」を削り、同項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第二号中「に掲げる施設を月単位により使用する者並びに同項第三号及び第四号」を「及び第三号」に改め、同項第三号中「第一条第一項第四号」を「第一条第一項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は手数料」を削り、同項を同条第二項とする。

第四条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「又は手数料」を削る。

第六条中「第一条第一項第四号」を「第一条第一項第三号」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

別表第一中「コミュニティーセンター等使用料」を「コミュニティーセンター等使用料」に改め、同表第三号を削る。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十四号

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例

秋田県総合保健センター条例(昭和六十一年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)(2)の表中

一六ミリ用映写機	一式につき	二、七〇〇円
スライド用映写機		五八〇円
オーバーヘッドプロジェクター		五八〇円
ビデオデッキ		五八〇円

を

一六ミリ用映写機	二、七〇〇円
スライド用映写機	五八〇円

オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五八〇円
ビデオプロジェクター		五八〇円
ビデオデッキ		五八〇円

に改め、「二双」の下に「一

回」を加え、同号(二)の表中

婦人科健診	総 合 健 診	一人につき	三九、一〇〇円
		一人につき	七、二〇〇円

を

婦人科健診	総 合 健 診	一人につき	三九、一〇〇円
乳房超音波検査及び乳房エックス線検査を行うもの		一人につき	九、三〇〇円
乳房超音波検査を行うもの		一人につき	七、二〇〇円
乳房エックス線検査を行うもの		一人につき	五、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

保健医療福祉協議会条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第十五号

保健医療福祉協議会条例

(設置及び所掌事務)

秋田県知事 寺田典城

第一条 知事の諮問に応じ、地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に関する事項を調査審議させるため、保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する事項について、知事に意見を述べることができる。

（名称及び所管区域）

第二条 協議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
秋田県大館鹿角地域保健医療福祉協議会	鹿角市 大館市 鹿角郡 北秋田郡のうち比内町及び田代町
秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会	北秋田郡のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び上小阿仁村
秋田県山本地区保健医療福祉協議会	能代市 山本郡
秋田県秋田地域保健医療福祉協議会	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河辺郡
秋田県由利地域保健医療福祉協議会	本荘市 由利郡
秋田県仙北地域保健医療福祉協議会	大曲市 仙北郡
秋田県平鹿地域保健医療福祉協議会	横手市 平鹿郡
秋田県雄勝地域保健医療福祉協議会	湯沢市 雄勝郡

（組織及び委員の任期）

第三条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 市町村及び関係行政機関の職員
- 二 保健、医療、福祉、衛生又は生活環境に関する団体を代表する者
- 三 医療施設及び社会福祉施設の職員
- 四 学識経験のある者

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置く。

- 2 協議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、第三条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び専門委員は、三十五人以内とし、知事が指名する。

5 部会に、部会長を置く。

- 6 第三条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第四条第二項から第四項まで及び前条の規定は部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第四条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

- 7 所掌事項については、協議会の定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
(委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(保健所運営協議会条例の廃止)

2 保健所運営協議会条例(昭和二十九年秋田県条例第五十二号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表中「保健所運営協議会の委員」を「保健医療福祉協議会の委員及び専門委員」に改める。

秋田県健康づくり推進条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十六号

秋田県健康づくり推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本計画(第八条)

第三章 基本的施策(第九条―第十六条)

第四章 重点的施策(第十七条―第二十条)

第五章 秋田県健康づくり審議会(第二十一条―第二十六条)

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が延びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識